

教育再生実行会議
第14回議事録

内閣官房教育再生実行会議担当室

第14回教育再生実行会議 議事次第

日 時：平成25年10月31日（木）16:30～18:00
場 所：総理官邸2階小ホール

1. 開 会
2. 第四次提言（案）について
3. 安倍内閣総理大臣挨拶
4. 下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣挨拶
5. 学制の在り方に関する討議
6. 閉 会

○鎌田座長 定刻となりましたので、ただいまより第14回「教育再生実行会議」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところを御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、冒頭に高等学校教育と大学教育との接続、大学入学者選抜に関する提言を総理に手交させていただき、その後、学制の在り方に関する議論を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元にごございます資料1「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」の案でございます。

この提言案は、前回会議での提言素案に関する御議論を踏まえて修正したものを皆様に改めて御確認いただき、御意見を反映したものであります。委員の皆様からは、大変建設的な御意見をいただきました。改めて御協力に感謝申し上げます。

それでは、本案をもって総理に手交したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○鎌田座長 ありがとうございます。

まず、手交に先立ちましてプレスが入りますので、少々お待ちください。

（報道関係者入室）

○鎌田座長 よろしいでしょうか。

それでは、私から安倍総理に、ただいま取りまとめました教育再生実行会議の第四次提言をお渡しいたします。政府におかれましては、本提言を踏まえ、速やかに高等学校教育と大学教育との接続、大学入学者選抜の在り方に関し、具体的な制度改革に向けた検討を行い、その実現を図っていただきますようお願いいたします。

（鎌田座長から安倍内閣総理大臣へ手交）

○鎌田座長 それでは、安倍総理より一言いただきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 ただ今、本会議の第四次提言をおまとめいただきました。改めて御礼を申し上げます。今回ご議論いただきました、高校教育の質の向上、大学の人材育成機能の強化、大学入試の3者については、一体的に改革していくことが大変重要であります。

本日、これらの改革を通じて、「記憶力中心の受け身の学力」にとどまらず、「課題を発見し探究していく力」など、主体的に学ぶ力を育て、積極的に評価していくべきであるとの御提言を頂きました。

また、「基礎レベル」と「発展レベル」の「達成度テスト」を新たに導入し、それぞれ複数回、挑戦できるようにすることも、御提言いただきました。

これは、20年以上前にもなる、平成2年の大学入試センター試験の開始以来の大きな

改革の提言であります。この提言は、小学校から大学までの教育全体を変えていくことにもつながるものと考えます。

下村大臣におかれては、受験生、保護者をはじめ国民の皆様をしっかり説明を行いながら、具体的な方策の検討に直ちに着手するようお願いいたします。

まさに「大胆な発想」、そして「丁寧な進め方」が重要だと思います。

本会議においては、このあと学制の在り方について御議論いただくこととなります。

これもまた、大変大きな課題であります。委員の皆様におかれましては、これからの時代に対応した学制の在り方について、幅広い御議論をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

下村大臣からも一言いただきたいと思えます。

○下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣 ありがとうございます。

私のほうからも、本会議の第四次提言の取りまとめに当たり、一言挨拶を申し上げたいと存じます。

この提言の取りまとめにおいては、委員の皆様方におかれまして、会議における熱心な議論を積み重ねていただき、また大学や高校あるいは大学入試センターの視察など、精力的に御尽力いただき、まとめていただきましたことを改めて感謝申し上げますと存じます。

御提言いただきましたように、高校教育の質の向上、大学の人材育成機能の強化を図るとともに、1回のペーパーテストだけの選抜から、多面的、総合的に能力、意欲、適性を評価する選抜への転換について、国民の皆様丁寧に説明しながら、着実に改革を実行していく必要があると考えております。

私としては、ただいまの総理からの指示を受けまして、達成度テストの導入を含めた専門的、実務的な検討が必要なものについては、中央教育審議会で具体的な実施方法を検討していただくなど、しっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

この後、学制の在り方について御議論いただきます。戦後直後の時代、また、その後の高度経済成長期を経て、日本を取り巻く環境は大きく変わりました。日本に求められる役割や国民の幸福感が変わり、価値観も多様化してまいりました。それに見合った教育の仕組みについてなっているかということ、そうではない、21世紀の時代に新しく対応した学制の在り方を検討しなければならない時期に来ているのではないかと思います。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、さまざまな角度から幅広く御議論いただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ただいま総理及び下村大臣から、本提言の実行に向け、しっかりと具体的な実施方策を検討するとの力強いお言葉をいただきました。この後の学制の在り方も重要なテーマとなりますので、引き続き精力的に議論を進めてまいりたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

○鎌田座長 それでは、ここで総理は公務のため、退室されます。お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

○安倍総理 どうも皆さん、よろしくお願ひします。

(安倍総理退室)

○鎌田座長 では、次の議題に移らせていただきます。

本日から、学制、6－3－3－4制の在り方について御意見を伺いたいと思います。

社会の急激な変化の中で、一人一人が能力を発揮し、社会に貢献できるような教育を実現する上で、個人の能力・適性に応じた制度の柔軟化などを検討することが求められています。これから、歴史的な経緯や諸外国の状況等を踏まえながら、学制の在り方について議論してまいりたいと思います。

まず、文部科学省の山中事務次官より、我が国の学制の変遷及び諸外国の学校制度の状況について、資料の説明をお願いしたいと思います。

それでは、山中事務次官、説明をお願いいたします。

○山中文部科学事務次官 文部科学省事務次官の山中でございます。

我が国の学制を中心にいたしまして、概要を御説明申し上げたいと思います。

資料2でございます。

1 ページ目、我が国の学制の変遷ということで、戦前と戦後の学制について簡単に図でまとめております。

戦前の学制、学校制度でございますけれども、左側のほうの小さい字のグラフの下ところに、明治5年に学制発布とございます。近代日本の国家ができてから明治5年に学制発布されまして、それでいろんな学校制度がつけられたわけでございますけれども、明治33年には無償の4年制の義務教育制度というものが確立いたしました。その後、明治40年に6年制の義務教育が導入され、41年度から実施されたところでございます。この当時、もう明治41年で尋常小学校は就学率が97%でした。小学校以降の中等学校というのはいろいろ複線化しておりますけれども、明治の時代に導入した尋常小学校制度、これはあらゆる階層の国民に単一の小学校という学校制度を導入いたしまして、単一の制度となっております。ここで国民教育としての基礎教育の小学校をしっかりとつくったということが特色として挙げられようかと思ひます。

この義務教育も当初は3～4年であったのが4年になり、そして明治41年度から6年制となりました。この6年制も昭和16年に、実は6年から8年に延ばすということが決められてまして昭和19年度から実施しようとしていたのですが、これは戦争で実施されないままに終わりました。戦前も義務教育の小学校というのは8年まで延ばそうと制度的にはなっ

ていたところでございます。これで戦争が終わりまして、終戦後に新しい学校制度というものができたわけでございます。

昭和22年の教育基本法の制定によりまして、小学校6年、中学校3年、ここまでが義務教育であるという6-3、その上に高等学校が乗りまして6-3-3-4制の戦後の学校教育制度ができたわけでございます。戦前の学校制度においては、小学校は単一でございましたけれども、その上の中等教育が非常に複線化しておりまして、大学まで上っていくには、尋常小学校から中学校に行つて、中学校から旧制高校に行つて大学に行くというルートがあったのですが、それ以外にもいろいろルートがありました。しかし、それぞれが袋小路になっていて、上の高等教育に進むのが非常に難しかったというところがございます。戦前の中等教育の進学率は、中学校程度のレベルで約2割、高等教育は約5%という状況でございました。

そういう状況を、戦後、社会階層に応じた教育構造というものから教育の機会均等ということで、単一の6-3-3制になったところがございます。ただ、なぜ6-3-3制になったかというのはGHQの時代でございますけれども、当時、アメリカでは12年間の8-4というのが主流だったのですが、1940年代後半から50年代初頭にかけて6-3-3制の3の倍数でやっていくという制度が主流になりつつありまして、そういう時代に日本は占領を受けまして教育基本法ができたところですが、それで6-3-3になっています。現在のアメリカは、むしろ4で区切る4-4-4ですとか5-3-4、4の倍数で区切っているという制度が主流になりつつあるという状況でございます。

この状況の中で、戦後25年、四半世紀たちまして、この学校制度というのが日本の社会の中で合っているのだろうかというのが2ページ、我が国の学制の変遷ということで、昭和46年、1971年に中央教育審議会答申が出ております。左のところに引用しておりますが、戦後の学制改革によって義務教育の9年が定着して教育の機会均等が非常に促進されて、経済社会の発展に重要な貢献をした。これは間違いない。しかしながら、今日の学校教育は、量の拡大に伴う質の変化にどう対応するのかという問題に直面している。また、敗戦という特殊な事情のもとに学制改革を急激に推し進めたことによる混乱、ひずみが残っている。今でもそのまま通じそうな感じもありますが、こういう考えのもとに、戦後、四半世紀たちまして、人間の発達過程に応じた形での学校体系の開発というのをもう一回考える必要があるのではないかとということで、大きく4点ほど挙げています。それが上の「人間の発達過程に応じた学校体系の開発」でございます。

1つは、幼児教育の在り方でございます。これは子供達といいますが、人間の成長が早まっているということも踏まえて、4、5歳児から小学校低学年、この辺の一貫した教育

をしたほうがいいのかという考え方でございます。幼児期の教育が一つのポイントです。

2番目は、短期的なものですが、中等学校、特に12～17歳の思春期の時代の中等教育が中学校と高等学校に分断されている、3-3という6-3-3ですので青年期になる子供に与える影響がよくないのではないかということで、中高一貫学校というものをつくったらどうだろうかということを提言しております。

3番目は、もう少し根本的に、むしろ小中高の区切り方が本当に6-3-3でいいのかということ。この区切り方を変えて、もっと効果的な教育を行えないだろうかということがございます。

4番目には、職業教育と大学入試のところを問題にしておりまして、当時、高等専門学校という校種がつけられましたが、これはちょうど高等学校と短大、大学2年をつなげた5年制の教育です。これをやりますと大学入試をやらなくていいということから、どうも昔から大学入試というものが青年期の若者に与える影響が、合格すればいいのですけれども、合格しないと非常に挫折感があり、ここのプレッシャーが非常に大きいということで、その時期に入試なしに高専の場合は行けるということもありまして、大学入試の弊害を排除した人間形成に重点を置くような別種の学校ですとか、あるいは職業学校にしても、高等専門学校はもっとほかの分野にも、この場合、当時は工業とか商船とかそういうところが中心でございましたので、ほかの分野にもやったらどうか。この職業教育というものをどうやって充実するかというところがございました。

もう一つありましたのは、各学校種を通じて共通に、能力に応じて進級する飛び級とか、進学する飛び入学について、例外的な措置を認めるべきではないだろうかという点でございます。このような点が中央教育審議会の1971年、今から四十数年前の答申で行われていたところがございます。

それを受けまして、3ページから、中央教育審議会の46年、1971年の答申を受けまして、いろいろな試み、提言が行われたところがございます。簡単に申し上げますと、幼児教育につきましては、4、5歳から小学校低学年までを一貫して教育するということは、そこまでは至りませんで、むしろ幼児期の教育で幼稚園と保育所がございまして、この辺の連携をどうするのかというところが中心になり、あるいは幼児教育の無償化ということが今まで議論され、仕組み的にもそれを導入しようということが進められてきました。

中高一貫学校は、その後、昭和60年、もう一度、臨時教育審議会で答申が行われまして、1998年、中教審の46答申以降、27年にして初めて中高一貫の学校、中等教育学校という制度が導入されたところがございます。6-3-3の区切りを変えたらどうかという点、これは昭和51年ごろから文部科学省でも研究開発学校ということでいろんな試みをやろうと、

4-3-2とか、いろんな形の試みはやっておりますけれども、制度改革には至っておりません。高校と大学についての連携は、大学の単位を高校のうちにとったりとか、弾力的な措置がとられてきているところでございます。

次に、職業教育のところでございます。職業教育に関しましては、戦後の高度成長に理工系の学生をもっと養成しなければならないということで、実務的な高等教育機関として、昭和36年には高等専門学校ができております。また、専修学校制度が昭和51年につくられて、ここで専門学校等、非常に弾力的な高校卒業後の職業教育機関がつくられ、これは非常に発展しているところでございます。

また、飛び入学、飛び級などにつきましては、平成9年に、当初、高校から大学に物理と数学に限定して飛び入学制度をつくったのですけれども、この後、分野を限定する必要はないということで、平成13年に撤廃して、高校から大学に17歳で入れるということにしました。実際のところ、平成25年でやっているのは6大学で、入学したのは5名という状況でございます。日本の社会は才能がある子を早く上げるということについては非常に消極的であるというところがございます。

あと、大学院については、大学の学部から大学院への飛び入学も制度化されているところでございます。

5ページは、今のものを簡単に先ほどの表の中に入れたものですが、制度的には、学校教育制度ができましたらすぐに短期大学というのが発足し、また昭和36年には高等専門学校が発足し、また、中高一貫学校というものができました。特別支援学校制度もできています。若干の複線化というところはありますけれども、基本的には6-3-3の単線型、この学校教育制度によって、戦後日本の非常に急速な進学率の増大、そして社会の発展に対応した人材養成というものが図られてきたというところがございます。

先ほどの46答申にございました幼児教育をどうするのかという問題、あるいは6-3-3-4の区切り方についての問題、もう一つ、どうしても高等学校の7割は普通科でございますけれども、このあたりの職業教育というのをどの段階からどういう形でやったらいいのかという点、これは昭和46年に議論したときと同じ課題が今でも残っていると思っております。

6ページ、教育基本法の改正がございました。日本国憲法で、国民はひとしく教育を受ける権利と、すべての国民が、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うということになっております。憲法と同じく昭和22年に施行されました改正前の教育基本法では、9年の普通教育を受けさせる義務を負うということになっていたわけでございます。これを平成18年に改正いたしまして、教育基本法では、国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負うと変えました。変わってい

るのは9年という年数がなくなっているという点でございます。教育基本法の改正について議論している過程において、就学年齢というのを今の6歳から早めるということもあり得るのではないかと。あるいは義務教育自体を伸ばすということもあり得るのではないかと。そういうことも考慮して、こういう社会の変化に柔軟に対応できるよう、修業年限については学校教育法のほうで規定する、委ねるということにされたところでございます。実は、昭和22年の教育基本法の段階でも、9年にするかどうかについて、12年にするかという議論もあったところですが、戦後の非常に困難な時代にとても12年の義務教育を導入することは難しいというようなこともありまして9年になったという経緯もございます。

平成18年、現在の改正した教育基本法では、学校教育法に具体的な年数を委ね、その辺は社会の変化に対応した形で柔軟に年数とか、いつ始めるとかというあたりを対応できるようにしようということでございます。

最後、諸外国の学校制度が2枚ありますが、これは次回にまた詳しく専門の方から御説明させていただくことにいたしますが、ざっと見ていただきますと、例えばイギリスでも5歳から16歳で11年間ございます。2015年にはこれを13年に延ばそうということがあります。ドイツも州で9～10年ぐらい、オランダも5～18歳ごろまでで最長13年、12年ぐらいでございます。フィンランドは9年。

あるいは最後のページのアメリカの場合は、州で義務教育の年限は決めておりまして、区切り方はそれぞれの学区で決めるということですが、10～13年ぐらいということですが、最近いろんな国で義務教育の年数が当初6年だったのが8年とか9年になり、それがさらに9年から12年とか延びているという状況があると思います。

一番下にありますのは、義務教育の部分をピンク、赤っぽい色で、左側は無償ということで、無償のところと義務教育は一致している国もあれば、高等教育機関も無償というように、義務教育以外のところも無償にしている国もあるというような状況でございます。

以上、概要でございますが、我が国の学制の変遷ということで、今の状況を御説明いたしました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

続いて、自民党の教育再生実行本部において学制の在り方について提言を取りまとめられておりますので、遠藤議員に御説明をお願いしたいと思います。

遠藤議員、よろしく願いいたします。

○遠藤衆議院議員 お手元に資料3「教育再生実行本部 第二次提言」というものを提出しております。ご覧いただきながら、お聞きいただきたいと思います。

自民党教育再生実行本部では、今年1月から、教育改革の4つのテーマについて、ヒアリングあるいは視察を行いながら集中的に議論してまいりました。その後、議論をまとめ、5月23日に安倍総理に改革についての提言を提出いたしました。「平成の学制大改革」と

いう大変大きな形にしておりますが、一番のポイントは、戦後教育の特徴でありました結果の平等主義を廃止して、機会の平等は最大限に尊重しながらも子供の能力や成長スピード、興味や関心を生かした多様化・複線化した制度での人材教育を基本としたいということでもあります。

具体的な内容につきましては、まず1つは、幼児教育の無償化を進めていきたい。

2つ目は、先ほども話がありましたが、6-3-3-4制の見直しと義務教育の充実ということでもあります。成長過程がかなり変わってきておりますので、義務教育9年の中で区切りを柔軟に設定できる小中一貫校、義務教育学校と名づけましたが、そうしたことの創設を考えていく。

そして、小中高一貫教育。今、中高一貫教育の制度はありますが、小中高一貫教育についても制度化していきたいと思えます。

4-4-4あるいは5-4-3などの新たな区分、義務教育の早期化あるいは4歳、5歳児と小学校の連携した教育システム、義務教育を現在の9年から延長することなどについて検討するということでもあります。

3つ目は、子供の能力・適性に応じた学びの保証システムの実現。子供に応じた飛び級あるいは高等学校での早期卒業の制度化です。

もう一つは、私は本来、留年もあっていいと思っていますが、なかなか留年という仕組みは日本になじまないということから、学び直しのシステムということなどの多様な学習機会の整備です。

4つ目は、後期中等教育等の複線化という中で、専門高等学校を活用した5年制の一貫職業教育の設置をしたいと思えます。

そして、第二次提言の2ページになりますが、これらのほか、学士、修士の5年一貫教育や履修経歴を生かした形での転部、転学を可能とすることなど、高等教育の構造の柔軟化、また質の高い実践的な職業教育を行う専修学校の認定制度の創設あるいは支援も提言をさせていただきました。まだまだ荒っぽい議論も数多くありましたが、先ほどの46答申もそうですが、これまで議論はかなり進んできているのに、なかなか実行がされないということでもありますから、こうした提言について、まずは実行するのが大事だということで、皆さん方の御協力をお願いしたいと思っています。

以上、簡単に報告をさせていただきました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、お二人から御発表いただきました内容も踏まえまして、本日は学制の在り方について、皆様から自由に御意見をいただきたいと思えます。御意見のある方は挙手をお願いします。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 質問でもよろしいですか。

○鎌田座長 はい。

○河野委員 ありがとうございます。山中次官より御説明をいただきました。ありがとうございました。1点ほど質問をさせていただきます。

2ページ、46答申の概要がまとめてあるところですが、「戦後の学制改革によって」という中で、下から3行目、「敗戦による特殊な事情のもとに学制改革が急速に推し進められた」、これは分かるのですが、その後の、「そのことによる混乱やひずみが残っている」というのが当時46答申の時代にあったと。また、説明の中にも、現在においてもまだまだ残っている部分があるというお話もあったのですが、混乱とかひずみというのはどんなことがあったのかというのを少し教えていただくとありがたいと思います。そして、それが今、残っているということであれば、その辺りを教えていただけたらと思います。

○山中文部科学事務次官 混乱といいますか、1つは、今は大学の進学率が約5割ということになっていますが、当時は高等学校の進学率が84%に昭和46年でなっておりまして、高等学校というものがどういう形でやっていくのか。そこで、職業教育と普通科教育ということをやっているわけですが、どうしても職業などを決めるのは先延ばしにするとか、早いうちに決められないということもありまして、普通科がどんどんふえてきておりました。そういうことで学生のそれぞれの個性とか能力に適した選択になっているのだろうかという点。

あと、高等教育、大学への進学率も当時27%ぐらいになっておりました。戦後、義務教育を9年に伸ばすことになりましたので、3年間の中学校の義務教育、ここをどうしてもやらなければならない。一番教育で金がかかったのは、義務教育を準備することと、高等学校の進学率がどんどん伸びた。そういう中で、高等教育、大学のほうには余金がかからず、結局、私立学校が多くふえたことによって大学への進学意欲を吸収したところでございます。

それによりまして、私学はどうしても生徒が集まるのは大都市圏が中心で、大都市への集中というのがございました。分野も、理工系はどうしても金がかかりますので、文科系が私学のほうは多くなるというようなこともあったりしまして、それが急速な膨張、量的な拡大と、質的なものが社会の要請に伴った形で整備できたかどうかというあたりが一つございます。そこが量と質の問題だと思います。

あと根本的な問題として、やはり入試というのは世界中どこでも大きい問題だと思いますけれども、6-3-3といったときに、そこの青年期になる前の段階で1回やって、また大学でも入試をやらなければならないという、このところが若い人たちの心に与える影響というもの、あるいは発達に対しての影響はどうなのだろうかという点は当時からずっと問題でございました。試験というものによって点数で切っていくと、これは非常に客観的ですが、このところが成長に与える問題。それと関連して、区切り方が6-3-3でいいのか。成長が早まっているのに対して幼児教育、幼稚園の教育というのをどうするのか。そのあたりがずっと問題になっていたのだと思います。

このあたり、加戸委員は、まさにその当時おられましたので、私はまだ文部科学省に入

っておりませんでしたので、その辺は生々しく語っていただけたと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

関連した御発言はございますか。加戸委員、よろしいですか。

では、大竹委員、どうぞ。

○大竹委員 本当に素晴らしい提言をおまとめいただきまして、私、委員の1人としてうれしく存じております。総理からも御発言がございました。また、大臣からも御発言がございましたけれども、あとは実現あるのみと思うわけであります。なぜこんな話をさせていただいたかといいますと、近代国家になってから明治維新以降、いろいろと、そしてたくさん法律や諸制度等々ができ上がってきました。そして先ほども御説明いただいた資料の中にも、素晴らしい提言や、あるいはまとめが既にあったことを確認したからこそ申し上げたいのです。

こうした提言は、船に例えたら大変恐縮ですが、素晴らしい造船技術で立派な船をつくっても、その船の中に荷物が全然積まれていない。空船といったものがたくさん浮かんでいると感じられるのです。ですから、何とか今回は十分に内容をこの中に盛り込んでいただき、実現、実行していただきたいと思うのです。そして国民が本当に幸せになれるようにしていただくことを心から望みますということだけ申し上げておきたいと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかの御意見はいかがですか。

それでは、佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 学制については、6-3-3制が4-4-4とかその他になるにしても、どんなものでもプラスもあればマイナスもありますので、今の段階で、何がよいかについて正直断言できません。

そのことよりも、やはり今、社会的に経済力の差が生まれていて、フリーターをされていて年収が200万いかないとか、300万未満だとかという世代が今の20代、30代でたくさんいるわけです。当然、少子化になると思います。子供を育てていくというのはすごくお金のかかることですし、大学進学まで考えた時に、とても3人も4人も産めない、育てられないと思うのではないかなど。例えば、北欧でしたら当然税金は高いわけですが、大学まで無償で行ける。しかし日本の場合は教育にお金がかかり過ぎる。OECDの加盟国においても、日本は公的なもの以外で私的な部分で教育にお金をたくさん使っている。それは国がやらないので、親からすれば、我が子の個人防衛みたいな感覚で教育にお金を使っているんだと思います。ですので、これはいろいろ難しいところはありますが、大学、大学院まで学びたいという意欲や、そのために努力する人がいるのであれば、国が負担して、全て無償にするということをさまざまな改革の中でしていくことができると、たくさん子供を産んでもいいかなという感覚になるのではないかと思います。

2030年、子供の出生数が65万人だと言われていますが、その子供の質を高めるということは大事ですが、増やしていくことも大事だと思うのです。何かの雑誌にあったのですが、

このまま少子化になっていくと、将来、何年後かに日本人が最後の1人になって、日本人が絶滅してしまうみたいな、そんな話があって、びっくりしたことを覚えています。そうならないように、教育制度を改革したり、作っていく中で、教育費の費用負担の在り方について、北欧のような無償化含めて検討して、今は少子高齢化ですが、今後子供をたくさん産んでもいいと思ってもらえるような社会を作っていくことも必要ではないか、というのが今の私の意見です。

私の意見です。

○鎌田座長 蒲島委員、どうぞ。

○蒲島委員 我々が考えなければいけないのは、教育の最終目標は何かということであり、それは、多様な能力を持って世界で通用するグローバル人材を育てること。そして、それが目標とすると、その手段として6-3-3制が適切であるかどうか、また、もし適切でなければどう変えるか、という2つを考えなければいけないと私は思っています。

そういう意味で、6-3-3制のもとで、熊本県はどんなことをやっているかという紹介をいたしますと、例えば中高一貫教育、6-3-3制の中で中高の連携型、併設型、そういうようなものに取り組み、効果を今見ているところであります。

もう一つ、小学校3年生から英会話を導入している小国町というところがありますけれども、そこでは中学校の生徒全員が英検を受験します。2級合格者も輩出するなど学力向上の成果が出ている。だから、まずは6-3-3制という中での弾力性を導入して、その上で、こんなようにするほうがいいとなったときに初めて制度を変えることも考えていいのではと思います。

私が学んだアメリカでの教育制度を見ると、あまり小中高の「区切り」というのは重要視されていません。学年も1年から12年と言っていますので、6-3-3が大事なのかというよりも、12年間を通して1つのものと考えていると思います。

もう一つ、アメリカで特徴があるのは飛び級制。アメリカの発展に大きく貢献できるような人は、飛び級制により早く能力を身につけるといえる意味があると思います。例えばアメリカの大学生のうち、18歳未満が占める割合が大体3%です。3%ぐらいは飛び級制で大学に行っている。そういう面があります。

私自身が考えるに、日本の教育制度は多様性よりも非常に画一性を重視した制度になっています。それでは制度をどうするか。天才でも秀才でもいいですけれども、飛び級できるような、能力をより発揮できるような制度にすることが一つと、あるいは大器晩成的な人材、遅咲きだけでもそういう人たちが後でもチャンスを利用できるような制度の構築が必要です。それが長期的には、多様な能力を持って世界で通用するグローバル人材を育てる一つの手段となると思っています。

結論から言うと、6-3-3制の中でどのくらい弾力的なことを我々がやってきたかについてまず検証すること。それでも6-3-3制の中でできないということであれば、学制を変えるという2段階の議論の展開が必要だと思っています。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、加戸委員、次に貝ノ瀬委員でお願いします。

○加戸委員 ありがとうございます。実は私、戦後の学制改革での第1期新制中学生で、新制の申し子みたいなものでした。文部省へ入りまして昭和32年、最初に担当した仕事が高等専門学校制度の創設でありました。そういった関係で内閣法制局参事官から、学校制度はそもそもというメンタルテストから始まりまして勉強させられたのですが、当時を振り返ってみますと、昭和21年にアメリカからストッダード博士を団長とする教育使節団が見えて、ぽんと出た報告のベースが今の6-3-3-4制ですから、余り考えないで、それが戦前の教育が軍国教育だ何だということではと来て全否定されて、アメリカの制度が持ち込まれた、それが基本だと思います。したがって、余り時間がなかったからでしょうけれども、単純明確な6-3-3-4の単線型。高等専門学校で初めてそこが複線型にするわけです。

戦前はなぜ悪かったのかと私が振り返ってみましたら、こんなに多様な選択肢があって、いろいろ学校制度はすぐれたものだとは思いますが、融通が利かなかったのは、実業学校へ行ったら旧制中学校に転校できないとか、言うなれば、道が決まってしまうと応用が利かなくなる、そういった点が弊害だったろうと思います。

したがって、高等専門学校制度をつくったときも、そのうちに何が出てきたかという、一般大学へ編入できるようにしようという、何でも途中で気持ちが変われば動ける、そういった幅があれば複線型は非常にいいことなので、そういった点では、学校は公立をつくらうとすると、私は新制中学校のときには田舎の八幡浜市で1校しかなくて、14学級のマンモス学校、結局バラック建てで、あのころは校舎をどうやって確保するか大変なことでしたから、公立からかかってくると非常に経費負担で大変です。ですから、まず私学からつくって行って、それがよければ公立も見習う形で学制改革をやっていくのがいいのではないか。

そういう意味で、今、6年制中等学校ができていますけれども、9年生の初等学校があってもいいし、あるいは極端なことを言うと、小中高一貫した12年制の初等中等教育学校があってもいいし、場合によっては、旧制高等学校3年と旧制中学校を一緒にした8年制であるべき旧制高校を7年制にして、つまり、一般より1年短いエリート教育をやっていたというのを考えますと、例えば大学と高等学校の7年を6年に縮めて、高等学校の教育課程と大学の教養課程をもっと圧縮、融合したら、こういう形で、6年制で中学校を卒業して大学が卒業できるようなシステムを考えられるのではないかとということだと私は思います。

いずれにしても、そういったもので世の中の需要があれば私学がつくるはずですね。公立でやれ、あるいは国立でやれという膨大な金がかかるから、私学がうまくいけば国費がそれについていけばいいのではないかと、私はそんな考え方で自由な、要するに申し上げたいことは、旧制のように幅広く多様な選択ができ、かつ、その上で弊害であった相互

乗り入れ、融通転換ができる、進路変更ができることさえ確保できれば、さまざまな形の学校制度があって誰も困る人がいないだろうというのが私の意見であります。

○貝ノ瀬委員 ありがとうございます。6-3-3-4制を新たな学校体系ということで考えたときに、例えば6-3-3-4制を4-4-4にしても5-4-3にしても、どのようにしても今の学年主義、つまりみんな一緒に学年が上がらなければいけないというような根強い意識があって、どんなに学習の状況が満たされていなくても、何が何でも進学、進級させてください、卒業させてくださいという。普通なら学ぶ権利があるのだから、ちゃんと習得されていないければ、本当はもっと勉強をやる時間をいただかなければ困るとかと主張してもいいのでしょうかけれども、何が何でもということで卒業してってしまうのです。

ですから、そういうことであれば、結局どのように区分を変えようと、いわゆる習得ということよりも履修主義になってしまう。とにかくやればいいとなってしまうので、習得主義のほうになるように学年主義の壁を打ち破らなければいけないと思うのです。

そうしますと、やはり遠藤先生がおっしゃったように、学び直しだとか、つまり、留年ですね。私がフィンランドに訪問したときも、中学卒業しても18%の子供が、学び直しが制度化されていたり、我が国では飛び級とか飛び入学がわずか5人のみということも考えると、そういう学年主義の壁を破らなければいけないと思うのです。柔軟なシステムをしていくと同時に、国民の意識をどう変えていくか。そこを考えないといけな。機械的に4-4-4と区切ったとしても、なかなか教育効果というのは上がらないのではないかと思います。

○鎌田座長 それでは、八木委員、どうぞ。

○八木委員 今、大半が普通科の高校に行って、同世代の52%ほどが4年制の大学に進学する。事実上の単線型になっている。制度は複線を残しているのですけれども、事実上単線に近いということですね。そのことが社会全体の活力を失わせ、さらに国際競争力の面においても余りいい効果が出てない。これをどう多様化させるのかということが課題だと思うのですけれども、1つは、高等専門学校というものはあるのですけれども、一方で職業高校というのがある、ここの社会的地位をどれだけ上げてやるか。早い段階から職業意識を持って、その知識や訓練をしていくという職業高校の見直しということが私は必要だと思います。大学等と連携をさせるとか、さまざまな工夫があり得ると思いますけれども、もっとたくさんの子供たちが職業高校に目を向けるような工夫も必要ではないかということです。それと、さらにグローバル人材の育成ということを考えますと、やはり早い段階から意識を持たせて、特別の教育をしていくということも必要になってくるのではないかと思います。

2番目として、現在の6-3-3制というのは、人生50年か60年の時代につくられたものでありまして、現在、人生90年か100年という時代になっているわけで、人間の発達過程というものも人生の全体が伸びた中では変わってきておりますから、それをどう体系化し

ていくのか、幼児教育、幼児の段階から義務教育に組み込んでいくのか、あるいは義務教育期間を上の方で長くするのか、いろんな工夫があると思います。そういう人生全体が長くなったということに伴う変化が必要ではないかということです。

3番目に、私は受験のプレッシャーというのは決して悪くないと思っております。大学入試が第四次提言によって変わってくるということになります。変わってくる中で、現在、子供たちにとって受験というのは、人生における最初の試練みたいなもので、この試練を乗り越えるということが心を強くしていく、打たれ強くしていく、国際競争力を持つということでもあると思います。その辺の精神的な負荷をかけてやるということも、強い日本人を育成していくという意味では必要だと思いますので、余りこの辺は受験のプレッシャーが悪いという前提に立たないほうがいいように思います。

以上です。

○鎌田座長 武田委員、どうぞ。

○武田委員 私は今、地元でシンクロの小学生と中学生の子供たちを指導しているのですが、その子供たちを見ていて精神的な発達は、6-3-3製の区切りについて1つお話ししたいのです。区切りは余り重要ではないのかなと思いました。6年生からすごく若い精神状態の選手を見ていても、中学生に入ったら自分は中学生なのだ。その環境が自分を成長させるというか、区切りがどこであっても、多分4年制、4-4-4になっても、5-4-2とかになっても、いずれ進級すれば精神的にはその状態になっていくではないかと、子供たちを見ていてそう思いました。

ただ、伸びていく能力をどんどんもっと伸ばしていくためには、飛び級の人数が先ほど事務次官から御説明があったときに5名だけというお話でびっくりしたのですけれども、入って精神的についていけない状態で、学びの知識だけが特化してという状況だと、学生生活をしづらい。多分そのあたりの恐怖心が子供たちにもあるのかなと思うのです。これは日本の文化のひとつなのかもしれません。

スポーツでも、やはり若くして抜擢されたときにはそういう洗礼も受けたりしますので、本当に一般的な自分の感覚で言うと、精神的な成長は同じ年代の仲間と一緒に過ごして、大学とかの研究は部活動みたいに、学校が終わってから部活があるみたいに、高等学校が終わってから大学の研究に行かせてもらうとか、そういう期間があったりすると年齢的になじめるのかなと、すごく一般的な自分の知識の中では、それが子供たちのまずなじむということにとってはいいのかなと。5名をもう少しどんどんふやしていくことが、そういうように抜擢されることが誇りなのだと思うような社会であってほしいと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

佃副座長は何か御意見ございますか。

○佃副座長 どうも御指名いただきありがとうございます。

私も佐々木委員や蒲島委員が最初におっしゃったように、全く6-3-3制から4-4

ー4制の議論をするのはメリットがあるのかなということに対して、非常に疑問を感じております。ということは、結局14～15歳ぐらいから多様性を持った進路を用意してやるということが大事であって、それは今の学制とは関係ないではないかと、やれることがいっぱいあるではないかということだろうと、そういう御指摘だろうと思います。

私は前にも一度言いましたが、石原都政でできた都立高校、このパンフレットを見る限り、非常にすばらしいなど。実際に高校を見ていないので、パンフレットを見ただけだからわからないのですが、中高一貫もあり、学び直しの学校もあり、それから必死になって勉強したいというサイエンス校というのもあり、あらゆるバリエーションがそろっている。こういうことのほうが大事なのではないかと。それは学制に関係ないことだと思って、これをむしろ参考にして、とにかく多様性を用意することだとおっしゃった蒲島委員に賛成でございます。

以上でございます。

○鎌田座長 河野委員、どうぞ。

○河野委員 ありがとうございます。学校段階の区切り方、学制の見直しについては、先ほど説明をいただきましたけれども、こうした考えは46答申からあったということですが、確かに学制の改革は、今日に至るまでできておりません。けれども、その答申を受けて国や文科省の方が、これまで様々な取組を行って今日まで至っておりますので、まずは現状、これまでの取組をしっかりと把握して、その成果と課題というものを十分踏まえてみるのが大事かと思えます。その上で、学制の見直しが必要というのであれば、その根拠、なぜ見直しが必要なのかということを広く国民に知らせ、理解や支持を得る必要があるだろうと思えます。

また、飛び級についての発言が出ましたけれども、私自身、小学校に勤めておりますことから、飛び級というものはなかなかイメージが湧きにくいです。逆に学び直しというのは必要なということを感じております。ただ、同じ年齢の者が学年として進級していくという日本の学制の有り様がある中で、飛び級や学び直しを保護者に理解してもらうのはなかなか難しいことかもしれないと思えます。このことについても、義務教育段階の充実や幼児教育の充実という中で考えていくのが良いのではないかと思います。

以上です。

○鎌田座長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 私は昭和43年に東京に出てきて都立高校に奉職したのです。最初は定時制だったのですが、そこに10年間おりました。その中で考えたのは、みんなが受けるような普通教育の場から締め出されて、夜学で学ばなければならないという生徒が非常に多かったです。それがまたこの10年間の中でいろんな形が変わっていきまして、今度は障害を持たれる方とか、いろんな形の方たちが入ってきて定時制も非常に大きく変わったと考えているわけです。

その後、いろいろ高等学校の教育は変わりましたが、やはり今の世の中でも、なかなか

受験戦争の中で全日制の普通科の、ないしは全日制の高校からはじき出されるという子が非常に現実的には出て、行き場を失って結局私立の高等学校などに受け入れられているという子がいっぱいいるわけです。そういったこと、その問題を少し解決するためにも、やはり6-3-3制をもう少し柔軟に考えて、その12年間は義務制としてもう考えてしまう。義務教育として考える中で子供たち、あなたたちは特に12年の1つのスパンの中で勉強するのだよと、この権利はあるのですよということをまず認めていただいて、そういった中で子供たちが選択できるような形がいいかなと思うわけです。

私は、先ほど昭和43年に東京に来て教員になったと言いましたけれども、その年は、大学の大法の絡みで高等学校に紛争が波及しまして、特に非常に荒れたのが、日比谷でもどこでもやったわけですが、工業高校がひどかったです。職業高校が非常に荒れて、ここでは特に名前を出しませんけれども、下町の工業高校などでは、もう学校が封鎖されて、先生がそれにも同調しまして、教育をほとんど拒否する。私たちはここで勉強しても一介の町工場の職人にしかたないのだというようなことがありまして、それに対して何も言えないわけです。当時の行政側も何も言えなくて、非常に悲しい思いをしたという経験があります。

先ほど次官が申しましたように、それから数十年たって、なおかつ、いろんな形で制度的には変わっていますが、ひとつ本当に考えて、国民の教育のレベルを確保するという意味からも、6-3-3制の学制の問題をしっかりと前向きに考えていかなければならないなと私は思っています。

どうも説明を大変ありがとうございました。

○鎌田座長 富田議員、御意見はございますか。

○富田衆議院議員 私は私立の高校に昭和44年に東京に出てきて入ったのですが、そこは今、中高一貫になっていまして、附属小学校も持っています。その先生方に伺うと、今の子供の成長期を見ると、4-4-4の12年間の一貫校でやれるといろんな行事もずっと考えて、子供の発達段階に応じた教育ができると考えている先生が大勢いらっしゃいます。ただ、その場合に、小学校、中学校、高校の免許は全然違いますから、仮に4-4-4となったときに教えられない。ここを超える免許の一元化とか、あるいは設置者の裁量をもっと少し広くしていただいて、そういう免許を超えた教えができるような方向を考えてもらえないかと先生方はおっしゃっているの、ぜひそういった議論をこの場でやっていただければと思います。

先ほど佐々木委員が、経済的な格差で学べないのはおかしいというようなお話をされていましたが、先週でしたか先々週、下村大臣が出られたテレビ番組で、私立の学校に通う、奨学金で、アルバイトでやっているというお子さんのビデオが出て、卒業すると500万ぐらい奨学金を自分が払わなければならない。仕送りもない中で一生懸命大学を卒業するけれども、その後が今度は見えなくなるみたいな話をされていて、大臣もそういう経験をしているし、私も奨学金とアルバイトで出ましたので、いまだにまだそういうあれな

のかという。ここまで経済成長してきた国で何とかそういう部分は超えられるような、この中でもそういう議論をしていただいで、本当に親の経済的な理由によらないできちんと勉強できるような社会をつくっていきたいと思います。ぜひそういった議論もしていただければと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに何か。

どうぞ。

○大竹委員 質問ですけれども、この議論は何回ぐらいなさるのでしょうか。

○鎌田座長 今のところ、まだ回数は特に決めておりません。

○大竹委員 なぜこのような質問させていただいたかといいますと、いろんな委員のいろんな意見を聞いていますと、制度論もすごく大事なのですが、もし時間があるならば、「教育とは一体何ぞや」というそもそも論の根源的な議論をやることによって、どういう制度をつくるべきか、そこに持って行っていただければと思っています。

例えば知力と体力と、そしてまた心力といいますか、こういったものをバランスよくできないと、どんな制度をつくっても、いい人材が配置できないと意味がないと思うのです。

心力を培うことができる教育の本当の姿。人知的領域よりも、情意的領域を重視した制度改革を望みます。

ですから、せっかくの機会ですから、本当に制度改革していただくのでしたら、どんな人材が必要かということもうわかっているわけです。またどういう面が弱いかということもよくわかっているわけですから、そういうものを浮き彫りにして、どんな制度をつくれば、制度設計すれば、どんな人材が輩出できないか、そういうところに収れんしていただくといいなというのが私の個人的な意見であります。

○鎌田座長 わかりました。今までの各委員の御意見も、そういった方向を目指していて、そのためにどんな制度にするかということで、単に6-3-3をどう区切りを変えるかではなくて、教育効果を最大限発揮するにはどうしたらいいかをお考えのことと思います。

これには、もっと早くから義務教育を始めるべきだという御意見と、もう少し義務教育を後ろに延ばすべきだという御意見もありますし、また多様化を図るべきだという御意見、今の義務教育には留年という概念が多分ないのだと思うのですけれども、就学年数ではなくて学習の到達度でいろんなものはかかっていくべきだというようなさまざまな御見解が出されているところです。論点はかなり多岐にわたりますし、今、実験的にいろんな試みもされていますので、この後、視察等でそれぞれの実態を見ると同時に、論点を整理しながら幅広に検討させていただければと思います。

その点では、少し時間がかかってもいいということでもよろしいですか。

○下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣 はい。

○大竹委員 わかりました。ありがとうございます。

○鎌田座長 ほかに。

どうぞ。

○蒲島委員 制度を変えるということと人が流動化するというのもとても大事です。先ほどの富田先生のお話のように、先生は免許制度で縛られています。高校の先生は小学校を教えられないとか、小学校の先生が中学校を教えられないとか、その先生たちの流動性を高めることによって、もっと6-3-3制が活性化するのではと思います。こういうことは、あまりお金をかけなくてやれることです。それを実際に特区でやってみるとか、6-3-3制の見直しの前にやるべきこともあるのではと思っております。

○鎌田座長 加戸委員、どうぞ。

○加戸委員 実は学校制度と今おっしゃったのは、免許制度がすごいかわりがあるって、私は明治5年の学制発布が今日まで成功した大きな原因は、日本で師範学校をつくって、そして小学校教育、中学校教育をとというための教員養成からスタートしたから日本の戦前の教育はうまくいったのだと思います。

戦後も6-3-3-4を導入すると同時に、新制大学の教員養成学部で小中高の免許状に分けて、そのためのコースがありますとあって、だから、それまでは代用教員とか臨時教員でつなぎながら、卒業生が出たら切りかえていく。ですから、今度は仮に学制を入れた場合に当然考えなければいけないのは、免許制度とのかかわりで、切りかえのために学校制度に対応した教員養成をセットで考えないといけない。これは重要な問題だと思います。

ただ、連携の場合ですと、例えば6年制中等教育学校の場合は、高校免許状と中学校免許状の先生がいて、相互乗り入れみたいに、特例的に免許なしでもやっている状況というのはありますから、でも、その辺はまだ許容範囲としても、基本的な学校制度には教員養成がリンクするというところだけは念頭に置いて御議論いただきたいと思います。

○鎌田座長 八木委員、どうぞ。

○八木委員 要望ということになりますけれども、46答申にも、人間の発達過程に応じた学校体系の開発と書いてあるのですけれども、専門家がどういうくくりをしているのか。つまり、初等段階はどの程度で、何歳から何歳までとか、どういう見解があるのかということがわからないと、6-3-3制がいいのか、4-4-4制がいいのか、私には判断基準がありません。そのあたりは一般的にどういうくくり方が適当なのかというあたりを教えてくださいたいと思っています。

○鎌田座長 その点、また事務局と相談しながら、議論の対象とさせていただければと思います。

同時に、八木先生は大学生を見ていて、あるいは鈴木先生は高校生を見ていて、高校の段階からの多様化という、職業高校をもっとしっかりという御意見もありますけれども、最近の大学生は自分の進路を決められない。だから、大学に入る段階で余り専門がはっきりしていない、いろんなところへ進める学部の人気がふえてきている。こういう中で早く進路を確定させて、それに応じた教育をするというのは難しい側面もあるような気がする

のですけれども、その辺の印象は何かお持ちではありませんか。

○八木委員 随分前にテレビで昔の映画を見ていましたら、吉永小百合の「キューポラのある街」をやっていました。そこでは、中学3年生たちが自分の進路について真剣に悩んでいる姿を描いているのです。今の中学3年生と全然違うわけです。あの当時は、中学を卒業して就職するという道がかなりあって、高校に進学する人は少数だった。自分が今後どう生きていけばいいのかということについて悩むことが通過儀礼みたいになっていて、今はそれが大学入試でさえなくなってしまうわけです。少し前までは、大学入試でどこの学部に行くのかということで大体進路が決まるところもあったわけですがけれども、現在は座長がおっしゃったとおり、文系から理系まで全部そろった学部というのがあって、そこでゆっくり考えようということなのです。学生時代、1年、2年、何となく続けているうちに、3年生になってそろそろ就職先をと考えたときに、強くやりたいことが何もない。これは典型的な今の大学生の意識だと思うのです。そこをどう意識づけてやるのかというのは、これは個々の学生の問題であると同時に我が国全体の問題でもあり、それは私に見解があるというわけではないのですけれども、現状として、そういうことが多く見られるということだけは申し上げておきたいと思います。

○鎌田座長 貝ノ瀬委員、次に佐々木委員、どうぞ。

○貝ノ瀬委員 今に関連してお話しすれば、そういう今の問題が教育制度の問題なのか、教育内容の問題なのかということもあると思うのです。例えば中3で確かにいろんなキャリア教育の取り組みをしています。現在は全国的に職場体験という形で3日間とか、長いところは5日間ぐらい、いろんな事業所へ行ったり、美容院へ行ったり、そういう職場体験が、ただ後ろで見ていなさみたいな感じのところが多い。そこについてきちんとフォローもしないということでは、確かなキャリア教育という内実があるのかどうか。

例えば本市だけではありませんけれども、アントレプレナーシップ教育というものを小学校からやっているところなどは、会社を設立したり、金融教育を小学校の段階からも学ぶというようなことに取り組んでいるところもあります。そういうところは子供たちがしっかりと自分の進路について考えるということができているわけです。だから、必ずしも制度的な問題というよりも、教育の中身も同時に充実することを考えるということも必要になってくるかなとも思います。

○鎌田座長 では、佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 私は学習塾を経営していますが、今一番、私が痛みを感じているのは大学生の就職活動です。ちょうど12月からエントリーが始まって、多い学生でしたら100社を超すエントリーをして、説明会も50~60社、会社の選考会も40~50社を当たり前受験しているようです。でも内定が出ない学生がいる。そういった学生に、なぜ不採用になったか、その理由を、その企業からきっちりフィードバックしてもらっていますかと聞くと、もらっているという学生はただの一人もいません。

私の会社でもエントリーが3,000人ぐらい来ますし、説明会も1,000人以上来ますけれども、

採用するのは30人ぐらいです。私のところは全員に、一次選考でグループディスカッションだったら、何を基準にして選考して、どういうところはよくてどういうところはだめだったかと全部フィードバックをするようにしています。

6月、7月ぐらいに説明会に来る大学生は、もう30、40社の会社を選考に落ちて、もうふらふらで、自分のどこがだめで何なのかがさっぱりわからないという、精神的にもものすごくダメージを受けているような学生が多くいます。そんな学生のためにも、今の彼らのスキルの現状をきっちりと可視化してあげて、彼ら自身がもう一度トレーニングする機会を与えてあげないと、どこからどう手をつけていいかが分からなくなっていると思うのです。私の心が一番痛むのはその部分です。大学受験や高校受験という場では、トップの人気校であれば、一部で競争はありますけれども、全体的には子供の数は少ないですし、実質、競争のない形で今ずっと来ていますから、今は一番子供たちにとってきついのは就活で、次が婚活ぐらいではないでしょうか。

○鎌田座長 済みません、あと5分ぐらいで、武田委員、次に遠藤議員、鈴木委員。簡潔にお願いします。

○武田委員 生徒さんを教えてらっしゃる委員の方に質問みたいな形になってしまうのですが、私、小学校も中学校も高校も時々講演活動とかさせていただくときに、たまたまオリンピックに行きたいと思ったのが小学校6年生から、夢を決められていたのです。そういう環境にあったのですごく幸せだったのですが、答えるのに困った質問をいただいたことがあって、夢はもう決まっていけないのですか、早いほうがいいのですかと聞かれたときに、人それぞれなので、たまたま私は早かったけれどもという返答しかできなくて、大学に入ってからいろいろ学んだ中で本当に好きなものは見つけれられるかもしれないから、要するに大学まで持ち越しをしてしまうという状況が多分世の中大半だと思うのです。中学校、高校とかの事情を知ってらっしゃる方は、学校では子供たちに夢を持つことについて、どんなように教えておられるのかとか、そこを聞きたいのです。

○鎌田座長 遠藤議員から簡単に。

○遠藤衆議院議員 先ほど議論の中で私がまとめたときに、入試は大事なのですが、3年、3年の受験でいいのか、それは4年、4年にしたほうは学生活動がゆっくりできるのかということで4-4-4という考え方もあるかなと。

先ほど武田委員から話があったのですが、ほかからも話がありましたが、区切りをなくして12としたときに、学校の現場の先生からいうと、自分が中学生になった、高校生になった、人間として成長した達成感があるので、どこかで区切りが必要ですねという意見もあって、そんなこともちょっと考えておりました。

免許制度も含めて、やはり学校の現場で一番は先生だと思うのです。先生がしっかりしていれば、制度もどうあれ、どんどんうまく教えてくれる。ですから、どうやっていい先生を、実は我々も議論してインターン制度と考えたのですが、そこも同時並行なのか、どこかの段階できっちり御議論をぜひいただきたい。

最後に、留年について、私は絶対やったほうがいいと思うのですが、今の日本の仕組みでできるかとなると、学び直しという名前にしましたが、小学校6年、中学校3年で学力テストをしますが、やはりこれで中学校に行っているのかという子がいるのだと思います。そこをしっかりとやらないと、本人にとってかわいそうかなと思います。そこをぜひ検討いただきたいと思います。

○鈴木委員 武田先生に対する答えは、また次回に現場としてやっていきたいと思いますので、一言だけ申し上げます。

やはり国として教育を低年齢から支えていくという上で、どうしても教員の確保とかさまざまな形でサポーターをつくっていく必要がある。前にもペーパーでも出したのですが、特に英語の早期教育などについては、それに対応するような人材を日本の津々浦々で発掘し、用意する。退職した方でもいいし、会社をリタイアした方でもいいし、いろんな方がいると思いますから、そういったことの発想を変えて根本からつくり上げていく必要があるかなと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

大分無理を申し上げて発言を短くしていただきましたけれども、最後に下村大臣に一言いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○下村大臣 ありがとうございます。今日から学制についての在り方を検討するというところでございます。これまでのテーマは、どうしてもそれぞれタイムリミットの的なものがあったのですが、これはございませんので、なおかつ本質的な多岐にわたるテーマ、議論にもなってくると思いますので、じっくり議論していただきたいと思います。

この学制の在り方を検討するに当たっての論点で幾つかあると思います。まず1つは、現在の義務教育年限の9年をどう考えるかというのがあります。ぜひ考えていただきたいと思います。先ほども山中次官からも説明がありましたが、第一次安倍内閣において60年ぶりに教育基本法を改正しました。それまでの旧法では義務教育年限9年という規定があったわけです。その規定を新しい新法では削除したというのは、つまり9年をこれから柔軟に考えることが必要だということで削除したわけでございます。そういうことで、この義務教育年限を教育の基本原則たる教育基本法に規定するのではなくて、もう既に今日の議論というのを想定していたわけですが、時代の要請に従って、柔軟に対応する必要があるということで、学校教育法で規定するとしたわけでございます。これからの社会を見据えた学制の在り方を考える、その場合に義務教育年限をどう考えるかということについては、きちっとした議論をしていただきたいと思います。

あわせて、義務教育年限を考えた中で6-3の区切りをどう考えるかということが当然入ってくることだと思います。

さらに、憲法の第26条の第2項の中で「義務教育は、これを無償とする」というのが入っております。義務教育は必ず無償ですが、義務教育以外の教育を無償とするかど

うかは政治判断です。先ほどの事務次官の説明にもあったように、諸外国においては義務教育以外を無償としている例がかなりあるわけでございます。この義務教育以外の教育についてどこの範囲まで無償とすべきか、あるいは全部すべきかということ、あるいは誰が費用を負担するか。これは重要な議論になってくると思います。

大学教育までの無償化に向けて、しかし、これをただ提言しても、財務省に任せても100年たっても何も変わりませんから、省内の中でこの有識者会議をつくって、教育目的税なり、あるいは税制改正なり、より教育の無償化に向けた具体的な提言をするようにしていきたいと思っております。また、そういう視点から、連動して、教育再生実行会議にも報告するなり、提言するなりすることも考えたらいいのではないかと、先ほどのお話を聞いていて思いました。

すぐれた子供を伸ばす機会、基礎的内容の習得を図る機会の充実ということで、今、留年、学び直しという話がありました。先ほどは大学入学試験についての提言を総理に手交していただいたわけでありまして。八木委員からもお話がありましたが、今回、間違ったメッセージになってしまうかもしれないので十二分に気をつける必要があると思っています。つまり、大学入学試験は、学力一辺倒でないということで、前より易くなるのではないか、あまり学力を問わないのではないかという間違ったメッセージになることは絶対避けるべきだと思っています。今の学生を鍛え直す必要がある。アメリカの学生に比べて日本の大学生は勉強しておらず、高校生の学習時間も昔に比べて減少しているというのは事実です。勉強というのは大切なので、中学校、高校、大学とそれぞれ勉強する時はきちっと勉強するという中で、別に大学入学試験が易くなるということではなくて、ただ1点刻みの学力だけのペーパーテストということではなくて、それ以外のトータル的な人間力を見るけれども、学力そのものが軽視されるということではないのだということを含めて、まずは提言がされたわけです。

中高の学び直しとか留年というのも議論としては必要だと思っておりますが、せっかく大学に入って、そのまま卒業できてしまうようなところてん方式のような日本の大学を、大学入学試験も変えるけれども、大学教育そのものももっと厳しくする。要するに出口論、これは提言の中に入っていますけれども、大学レベルから厳しい留年もあるというようなことを早く示していく。その際、今回の提言にも入っておりますが、留年が多い私学について文部科学省がその分予算を削減するということがないような形で、そういう予算と連動する中で、それはそれで社会に対する責任を持った学生を送り出すための大学側の厳しい教育指導だということを前向き評価的に捉える中での私学助成も含めた大学の評価の仕方も文部科学省としても変える必要があると思っております。まずは大学レベルからの学び直しとか留年とか、その辺は徹底してやることによって、高校以下においても当然必要なのだという流れをつくっていくことが必要ではないかと思っております。

昨日、森元総理のところにも、文部科学大臣を経験されてもいますので、提言の報告に行きました。46答申もそうですが、実は随分昔から、今回、教育再生実行会議で議論された

こと、あるいは今日議論されていることも含めて、実際相当前から提言されているわけです。ちっとも変わっていないではないかと。今回は教育再生実行会議という「実行」という名前がついているわけで、今までのような、議論はしたけれども、結果的に何も変わらなかったねということではもう済まない。この国にとっては、今、ラストチャンスだという危機感を持って、教育再生実行会議で議論をしていただいたことは、必ずそれを実現するということが我々にも課せられていると思います。ですから、この提言の実現については、実際に例えば大学入学試験等は現場の高校生等への影響がありますから、5年、6年先ということはあるにしても、制度設計をしたらぶれない、必ずやる。しかし、一方で必ずやるからこそ、特に今回、学制については、かなり本質的な多岐にわたる議論にもなってくると思いますので、教育再生実行会議で時間をかけていただきながら、きちっと十二分に議論していただく。義務教育の年数だけでなく、先ほど申し上げたようなことも含めた多様な議論を併せてしていただきながら、21世紀にふさわしい教育を世界に先駆けて日本がどうつくっていくかというモデルになるようなことを御議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、「トビタテ！留学JAPAN」のバッチを委員の皆様へ配付しております。これは今までの提言を含めて、中学生、高校生あるいは大学生、主に高校、大学生ですが、日本からの海外留学生が減ってしまっているのも、ぜひもっと海外に出させようと、そのために来年度の概算要求も3倍増やして、150億円ぐらいの予算を要求しています。それだけでなく、民間から資金を出してもらって、民間企業の方々に協力してもらって、先ほどのインターンシップとかということも含めて、企業にとっても留学した子供達、学生が即戦力につながっていくような、オリンピックもそうでしたけれども、留学もオールジャパンで取り組みたいということで、これから積極的にキャンペーンしてまいります。

ぜひ関係企業の皆様方におかれましては、先頭に立って御協力いただきながら、バッチもつけていただき、ぜひPRをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

次回、第15回の会議は、引き続き、学制の在り方について議論をいたします。次回は、諸外国の学制改革の動向について、外部有識者からの御発表をいただくことを予定いたしております。

また、11月から12月にかけて、3日程度、学制の在り方にかかわるような先導的な取り組みを行っている学校への視察を行いたいと考えておりますので、お忙しい時期とは存じますが、ぜひ積極的に御参加いただければと思います。いずれにいたしましても、このテーマについては少し時間をかけて念入りな議論をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次回会議は11月26日の開催を予定いたしております。委員の皆様におかれましては、本日、十分御発言できなかったことなどございましたら、事務局に文書等で御提出いただければと思います。

それでは、少し予定の時間を超過いたしましたけれども、本日はここで閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。